

令和 8 年度 県北広域振興局土木部管内

水門・陸開電気設備保守点検業務委託特記仕様書

第 1 条【適用範囲】

この特記仕様書は、「県北広域振興局土木部管内水門・陸開電気設備保守点検業務委託」に適用する。

第 2 条【諸法規の遵守】

受注者は、業務の実施にあたり労働安全衛生法等諸法令及び業務に関する諸法規を遵守し、その運用に当たって適用事項となる一切のものに関しては、受注者の負担と責任において行うものとする。

第 3 条【準拠基準】

本業務は、本仕様書のほか次に示す基準及び規格に準拠し実施するものとする。

- (1) 土木工事共通仕様書 岩手県
- (2) 日本産業規格 (J I S)
- (3) 日本電機工業会規格 (J E M)
- (4) 電気規格調査会規格 (J E C)
- (5) 電気設備に関する技術基準に定める省令 (国土交通省)
- (6) 内線規定
- (7) 電気通信施設点検業務共通仕様書 (案) (国土交通省)
- (8) 電気通信施設点検基準 (案) (国土交通省)
- (9) その他、関係法令規則

第 4 条【点検箇所等】

- (1) 平内地区 (洋野町)
- (2) 八木地区 (洋野町)
- (3) 小子内地区 (洋野町)
- (4) 諏訪下地区① (久慈市)
- (5) 諏訪下地区② (久慈市)
- (6) 広内地区 (野田村)
- (7) 野田地区 (野田村)
- (8) 米田地区 (野田村)
- (9) 野田玉川地区 (野田村)
- (10) 宇留部地区 (普代村)
- (11) 太田名部地区 (普代村)

第 5 条【業務期間】

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

なお、業務期間には、作業日数・準備日数・後片付け日数のほか休業日 (土曜日・日曜日・祝祭日・天候による休業日・連休等) を含むものである。

また、点検日は前回点検した日から概ね 1 年経過していることとする。

第 6 条【業務内容】

1 電気通信設備点検業務

業務内容は、別紙 1「点検対象機器一覧」に掲げる機器について、別紙 2「点検項目・点検内容」に挙げる定期点検、清掃、整備を、別紙 3「点検記録表 (電気設備)」により実施す

るものとする。

点検と併せて別紙4「交換部品等一覧」に掲げる交換部品を用意し、交換を行うものとする。

なお、点検記録表は必要に応じて項目を削除又は追加することができるものとする。

また、施設毎のデータを判定基準値と比較し機器の状態を所見にとりまとめると共に、完成図書又は過去の点検データと比較し、現状の機器機能の変化傾向について分析・解析を行い、報告書にとりまとめる。

2 自動閉鎖システム改修

(1) 業務概要

下記の設備を撤去し、新たに更新するものであり、既設の撤去から新規据付・調整まで一切を含むものとする。

ア 対象設備

広内地区海岸無停電電源装置

平内地区海岸無停電電源装置

イ 更新機器仕様

- ・入力電圧 : 単相2線 AC100V 50Hz
- ・出力電圧 : 単相2線 AC100V 50Hz
- ・定格出力容量 : 5 kVA
- ・停電補償時間 : 10 分
- ・給電方式 : 常時インバータ給電方式
- ・蓄電池 : 小型シールド鉛蓄電池(長寿命型)またはリチウムイオン蓄電池
期待寿命 8 年以上

ウ 既設機器の仕様 (参考)

- ・製造会社 : 三洋電気株式会社
- ・型式 : A11K502-Li
- ・蓄電池寿命 : 10 年程度

(2) 撤去する無停電電源装置の処理については、製造メーカー等による無償引き取りを原則とするが、別途協議すること。

(3) 無停電電源装置の据付・撤去の施工として、以下の数量のクレーンを計上している。
条件変更に伴い、数量や規格に変更が生じた場合は監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

N=2 日 (無停電電源装置 1 台当たり 1 日)

クレーン規格:トラッククレーン[油圧伸縮ジブ型]4.9t 吊

第7条【一般事項】

- 1 業務の実施にあたり必要とする機器、器具及び消耗品は、受注者の負担とする。
- 2 資格等を必要とする作業は、当該資格を有するものに行わせるものとする。
 - (1) 自家用発電設備専門技術者 (発電機点検作業)
 - (2) その他
- 3 校正を必要とする各種測定器については、定期的に校正されたものを使用するものとする。

第8条【業務計画書】

- 1 受注者は、点検整備方法等について記載した業務計画書を事前に作成し、監督職員へ提出すること。これに変更が生じた場合も同様とする。
- 2 時間外または土曜日・日曜日・祝日に点検を行う場合は、あらかじめ監督職員の承認を得るものとする。
- 3 点検に際しては、緊急時の水門・陸閘自動閉鎖に支障のないよう行うものとする。

第 9 条【不測の事態への対応】

受注者は、点検対象機器に不具合を発見した場合は、必要な措置を講ずるほか原因究明に協力するものとし、必要に応じて再発防止のための助言、精密検査等を実施するものとする。

なお、上記に係る費用については、監督職員と協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とする。

第 10 条【安全対策】

受注者は、作業員に対する安全管理の教育及び必要な安全対策を講じ、点検中の事故が生じないように安全管理を徹底すること。

第 11 条【調整および整備】

点検の結果、異常が認められた場合には、必要に応じ調整又は整備を行うものとする。

なお、本項目における調整は、部品交換等を必要としない簡易な作業のものとし点検作業に含まれるものとする。

第 12 条【部品交換等を含む整備】

受注者は点検の結果、設備の不具合等による機器の取替等を早急に実施する必要が認められた場合及び不測の不具合等が発生した場合は、資料を作成し監督職員と協議の上、本業務内で対応するものとする。修理等に要する費用は、両者で協議を行い、本業務の変更契約により措置するものとする。

第 13 条【報告書】

受注者は、以下の内容について点検報告書に取りまとめのうえ A 4 版 1 部及びエクセル版電子媒体 1 部を提出するものとする。

- 1 点検結果の概要
- 2 点検結果による所見
- 3 点検記録及びデータ類

バッテリー・潤滑油・冷却水・フィルター等の交換が必要な部品は別紙 3「点検記録表（電気設備）」の備考欄等に交換推奨時期・型式・個数等、購入にあたって必要な仕様を記載すること。

- 4 点検作業状況及び不具合状況等の写真

写真は、点検機器の場所、点検機器の全景、機器の型式・個数が分かるように撮影すること。

また、複数操作室等がある場合は撮影箇所が分かるようにすること。

- 5 整備・補修・部品交換の必要箇所とその具体的内容（概算費用を含む）
- 6 その他必要と認められる事項

第 14 条【発生品及び撤去品の処分】

発生品及び撤去品は、適正に処分するものとする。

第 15 条【その他】

- 1 本仕様書に記載されていない事項が生じた場合、または本業務における疑義が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。
- 2 本業務における旅費交通費について、県庁（盛岡市）を起点とし、点検場所への移動、滞在について考慮している。
- 3 原則として旅費交通費は、設計変更の対象としない。ただし、業務内容に変更があった場合はこの限りではない。